

公立大学法人青森公立大学学長選考規程

平成23年10月9日

規程第30号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学定款（以下「定款」という。）及び公立大学法人青森公立大学学長選考会議規程（平成23年規程第29号）に基づき、青森公立大学の学長の選考、任期及び解任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考事由及び時期)

第2条 学長選考会議（以下「選考会議」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に学長の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠けたとき。
- (4) 学長が解任されたとき。

2 学長の選考は、前項第1号に該当する場合には任期満了の3か月前までに、同項第2号から第4号までに該当する場合にはその事由が生じたときに速やかに行う。

(選考の基準)

第3条 学長は、人格が高潔で学識に優れ、かつ大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる組織管理能力を有する者のうちから選考する。

(学長選考の方法)

第4条 選考会議は、学内外から学長候補者として適当と思われる複数の者を選考会議委員の単記無記名投票により推薦するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、選考会議は、学長候補者として適当と思われる者について、青森公立大学学部教授会規程（平成21年規程第14号）第2条第1項第1号及び第2号に掲げる者並びに主査以上の職位にある事務職員3名以上による推薦により求めることができる。
- 3 前項の推薦は、被推薦者の同意をもって行うものとする。
- 4 第1項において推薦され、学長候補者の被推薦者となることに同意した者は経歴、業務実績等の書類を提出するものとする。
- 5 第2項の推薦に係る推薦人は、同時に2名以上の学長候補者の推薦人になることができない。
- 6 第2項の推薦は、被推薦者の経歴、業務実績等の書類を添えて行うものとする。

- 7 選考会議は、協議の上、被推薦者の中から学長候補適任者として1名の者を選考する。
- 8 前項の学長候補適任者の選考に当たっては、選考会議は、学内の意向を調査するため、次条の定めるところにより意向調査を行う。
- 9 選考会議は、学長候補適任者と面談して所信をただし、受託の意思を確認する。

(意向調査)

第5条 前条第8項に規定する意向調査は、経営審議会及び教育研究審議会において、投票により行うものとする。

- 2 意向調査の投票権を有する者は、次の者とする。
 - (1) 定款第19条第2項に規定する経営審議会を構成する者
 - (2) 定款第22条第2項に規定する教育研究審議会を構成する者
- 3 前項に規定する者が第1項に規定する投票の前日までに退職したときその他投票資格の基礎となる身分を有しない者となったときは、投票権を失う。
- 4 第2項に規定する者が第1項の投票の公示日（以下「投票公示日」という。）において次の各号に掲げる者に該当するときは、投票権を有しない。ただし、投票公示日以降に帰国又は復職し、投票の前日までに所定の手続をとった場合は、この限りでない。
 - (1) 海外渡航中の者
 - (2) 休職中の者
 - (3) 停職中の者
 - (4) 育児又は介護休業中の者（部分休業中の者を除く。）
- 5 意向調査の細則は、別に定める。

(選考結果の理事長への報告)

第6条 選考会議の議長は、学長候補適任者の選考結果を理事長に報告し、学内外に公表する。

(学長の任期)

第7条 学長の任期は、4年とする。

- 2 学長は、再任されることができる。ただし、再任の場合の任期は、2年とする。
- 3 任期の途中で学長が退任した場合において、新たに学長が選任されたときの当該学長の任期は、選任された年度も含め4年とする。
- 4 学長は、3期連続して就任することができない。
- 5 学長が任期の途中で70歳になった場合は、当該年度末で退任する。
- 6 定款第14条第2項に定める副理事長の任期は、この規程による学長の任期によるものとする。

(解任申出の理由)

第8条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長に対して学長解任の申出を行うことができる。

- (1) 心身の故障のため、学長職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) 学長として職務を遂行させることが適切でないと認められるとき。
- (4) その他学長としてふさわしくないと認められるとき。

(解任の審議等)

第9条 前条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、選考会議は、速やかに学長解任について審議するものとする。

- (1) 選考会議の委員から解任申出の請求があったとき。
 - (2) 経営審議会から解任申出の請求があったとき。
 - (3) 教育研究審議会から解任申出の請求があったとき。
- 2 選考会議は、前項の審議を行うに当たっては、学長に対し書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 3 選考会議は、第1項の審議を行うに当たっては、経営審議会又は教育研究審議会に意見を求めることができる。
- 4 第1項の審議の結果、学長解任が妥当であると認めた場合は、選考会議の議長は、理事長に対し学長解任の申出を行うものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、学長の選考、任期及び解任に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は平成23年10月9日から施行する。